

## 第80回 小松市都市計画審議会 <議事録>

開催日時	令和6年3月27日(水) 10:00 ~ 11:20
開催場所	小松市役所 低層棟3階 議会説明者控室
出席委員	高山 純一 委員(会長)、西 正次 委員、馬場先 恵子 委員、 新田 寛之 委員、吉本 慎太郎 委員、 木戸口 善治(代理 塩浦 晃) 委員、村西 卓 委員、 久保 由味子 委員、中村 知恵 委員、山本 玲子 委員 (出席委員/10名)
欠席委員	高見 健次郎 委員、西沢 耕一 委員 (欠席委員/2名)
事務局	西村 章 都市創造部長 他 (事務局/12名)

○開会 (事務局)	<p>只今より第80回、都市計画審議会を開催致します。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、御出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>司会を担当します、まちデザイン課の東と申します。</p> <p>宜しくお願ひ致します。</p> <p>本日の審議会ですが、委員数12名のうち10名の出席となっております。</p> <p>これより、小松市都市計画審議会条例第6条第1項に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の審議会は成立していますことを御報告いたします。</p> <p>ここで、委員になられた方を御紹介致します。</p> <p>小松市議会議長 新田寛之様。</p> <p>小松市議会経済建設常任委員会委員長 吉本慎太郎様。</p> <p>石川県南加賀土木総合事務所長 木戸口善治様。本日は代理として、技術次長 塩浦晃様に御出席いただいております。</p> <p>それでは開会にあたり、都市創造部長の西村より御挨拶を申し上げます。</p>
(事務局) 都市創造部長	<p>委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして御礼を申し上げます。</p> <p>今年元旦に能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、本市におきましても震度は5強でございました。</p> <p>市内の状況を申し上げますと、道路、上下水道などを始め、公共施設にも広範囲で影響がございました。人家等にも被害が及んでおり、必要な応急対応を行っているところでございます。あわせて能登から避難されて来られた方に対しましても、今後の将来設計も含めて、日々、打ち合わせをしながら対応しているところでございます。</p> <p>その一方で3月16日には、北陸新幹線の小松駅開業を迎えることができ、我々、事業課としましても、安堵しているところでございます。</p> <p>昨年11月には、小松を明るくにぎやかにというフレーズで、</p>

2040年ビジョンを発表しております。これからも2040年ビジョンの実現に向けて、まちづくり、都市づくりを行っていくという所存でございます。

今後とも都市基盤の必要な整備は積極的に進め、災害復旧はしっかりと行っていくという所存でございますので、委員の皆様には引き続き、御協力、御理解を頂きたいと思います。

本日の審議会は議案3件と報告事項1件でございます。

1件目と2件目は、粟津駅周辺整備といたしまして、自由通路と交通広場について、都市計画決定を行うものでございます。3件目は、土地区画整理事業を進めて参りました安宅新地区において、建築物の建て方などのルールを定める地区計画の決定を行うものでございます。

最後に、御報告事項としまして、当審議会の専門部会となります小松市総合治水対策推進協議会から、状況説明をさせて頂くものでございます。

詳細につきましては、担当者から御説明申し上げますので、皆様方には慎重なる審議をお願い致しまして、冒頭の開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ宜しくお願ひ致します。

(事務局)

高見委員、西沢委員は御都合により、本日、欠席となっております。

次に、前回、令和5年1月11日に開催致しました第79回審議会の結果について御報告致します。議案第1号の小松都市計画道路の変更及び議案第2号の小松都市計画地区計画の決定については、令和5年1月30日に決定告示となっております。

それでは、審議に入りたいと思います。これから会議の進行は、小松市都市計画審議会運営要領の第1条第1項より、会長が議長となることとなっておりますので、高山会長、宜しくお願ひいたします。

(高山会長)

それでは、議長を務めさせていただきたいと思います。

審議会の進行の前に、議事録の署名人を御指名させて頂きます。馬場先委員と山本委員にお願いしたいと思います。

宜しくお願ひ致します。

○議案第1号  
及び第2号  
(高山会長)

まず、議案第1号小松都市計画道路の変更について、それから議案第2号小松都市計画交通広場の決定については関連しますので、あわせて事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

まちデザイン課の加藤と申します。

今回は粟津駅周辺整備といたしまして、自由通路と駅西側の交通広場の2案件を続けて説明させて戴きます。

議案第1号都市計画道路8・7・5号栗津駅自由通路線から説明させていただきます。今回の都市計画決定を行います、栗津駅周辺地区は小松駅から約6キロ南、並びに小松駅から1駅南に位置し、木場潟や栗津駅の玄関口として、小松市南部地区における拠点市街地を形成しているエリアとなります。

栗津駅の西側には教育施設として公立小松大学栗津キャンパスや市民の憩いの場としての栗津公園が立地する他、(株)コマツ栗津工場、ジェイバス、南部工業団地、串工業団地など、南加賀のものづくり産業が集積しており、物流や地域連携を強化する広域ネットワーク道路として、都市計画道路の城南村松線の4車線化事業も昨年度に都市計画決定されております。

議案第1号都市計画道路栗津自由通路線についてですが、種別区分は特殊街路のうち、歩行者専用道路で区分は8番になります。

規模につきましては、通路の幅員を2.5mで計画しており、幅員7m未満であるため、区分は7となります。

また、今回は小松市の5番目の特殊街路の歩道となりますので、8・7・5という番号付けになっております。

位置は起終点ともに小松市符津町井地番となります。

延長は約100メートルで、階段等を含めた通路の全延長となります。

線路を跨ぐ橋の長さとしては約38mで計画しており、構造形式は地表式となります。

今回の資料におきましては、JR北陸線と表記されておりますが、3月16日からはIRいしかわ鉄道の線路との立体交差となり、鉄道用地内に関しましては、延長約33mの区間に立体的な範囲を定めております。

この栗津駅自由通路線は、JR栗津駅の東西の駅前広場を連絡することで、駅周辺の利便性の向上を図るとともに、東西市街地の均衡ある発展に寄与するため、バリアフリーに配慮した歩行者専用道路として新規に決定するものであります。

なお土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を合わせて決定しております。

続きまして、整備の計画図になります。

自由通路は、現在ある駅舎に向かって左側に配置いたします。

また、駅西側の交通広場に関しましては、今も貨物ヤードの引き込み線が残っておりますが、現在は利用されておらず、この遊休地となっている土地の一部を活用していく計画になっております。

次にこの図（説明資料P6）では、駅の西側エリアになりますが、近年では栗津駅西の土地区画整理事業や、栗津駅西側の市道拡幅など都市基盤の整備も行ってきており、栗津駅西側の住環境整備も進んでおりますが、栗津駅の広場機能は、現在国道305号とつながる東側広場のみとなっており、栗津駅西側から駅舎へのアクセスは、約300メートルほど離れた南北にある2つの踏切を渡る必要があり、交通のアクセスの強化が望まれているところでございます。

これより栗津駅自由通路線は、これまで栗津駅東西の往来を分断していた、現在のIRいしかわ鉄道線の線路を跨ぎ、東西の駅前広場を連絡する歩行者専用道路として、今回新規で都市計画に定めるものであります。

なお、小松市都市マスタープランにおいて、今回の計画エリアであります符津・矢田野地域のまちづくりの方針として、JR栗津駅周辺の拠点性を活かした、にぎわいに溢れ、利便性の高いまちを掲げております。

自由通路線は現在の駅前広場となります駅東側、都市計画道路3・5・18号栗津駅前線の交通広場から線路を跨ぎ、新たに整備する栗津駅と駅西交通広場を結ぶ約100mの歩行者専用道路で、両側の東西にはエレベーターを設置し、バリアフリーに配慮した構造で計画しております。

今回の都市計画決定では、鉄道事業者による自由通路の上下空間の使用を担保するため、線路上の約33mの範囲については、都市計画法第11条第3項及び国の指針に基づき、立体的な範囲を合わせて定めるものとしております。

これは平面上では、すべてが都市計画道路に見えますが、断面図で見ますと、この鉄道事業者の用地を侵すものではないという定めになっております。

これまでの経緯としましては、関係機関でありますJR西日本及び3月16日に移管されましたIRいしかわ鉄道との協議を重ねている他、地元説明としましては、隣接する符津町と松生町、並びにコマツ栗津工場、地権者としてはJR貨物と北陸財務局に説明を行っておりました。

計画案の縦覧は、2月21日から3月5日まで2週間行い、意見書の提出はありませんでした。

本日の都市計画審議会を経て、4月中旬ごろ決定告示を予定している次第であります。

## ○(議案第2号)

続きまして、議案第2号、栗津駅西交通広場について説明させていただきます。

位置関係等につきましては議案第1号と重複しますので、説明は省略いたします。

本市の都市計画交通広場は、栗津駅や小松駅にございますが、いずれも都市計画道路の一部を構成する交通広場となっておりまして、道路の一部になっております。

今回の1号栗津駅西交通広場に関しましては、駅西側に接道する都市計画道路がないため、小松市で初めての単独の交通広場となり、番号は1号となります。

位置はいずれも符津町で井、念佛ヶ、ウ地内となり、面積は約0.4haとなっております。

今回の決定理由は、繰返しになりますが、この交通広場が自由通路線と接続し、駅周辺の歩行者の拡充、交通結節点機能の強化を図るためとなっております。

この駅西交通広場は、市道栗津駅西側線に接道しております、整備する面積は約4,000m<sup>2</sup>となります。

面積は、交通空間としてロータリーパークを約2,000m<sup>2</sup>で計画

	<p>し、また、大学や都市公園が近いこともあります、現況の歩道が完備している北側から歩道の連続性を確保して、人が集まる環境空間を約 2,000 m<sup>2</sup>で計画し、計 4,000 m<sup>2</sup>の面積としております。</p> <p>これまでの経緯といたしましては、交通広場に関しましても線路と近接していることから、JR 及び IR と協議を重ねてきておりまして、スケジュールに関しましては先ほど申し上げました通り、4 月中旬頃、自由通路と同じく決定告知を予定しております。</p> <p>以上、議案第 1 号及び第 2 号の説明を終わらせて頂きます。</p>
(高山会長)	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは議案第 1 号及び議案第 2 号の説明がありましたけれども、何かご意見ご質問があればお受けしたいと思います。</p> <p>何もないようでしたら、皆さんには少し考えていただいている間に、まず私の方から質問させていただきます。</p> <p>バリアフリー対応のために設置されるエレベーターは、出入口が前後にあり、車椅子でそのまま出て降りることはできるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>エレベーターは先生がおっしゃられました通りの貫通型で、乗った方向に降りられる車椅子対応を考えており、11 人乗りで計画を進めています。</p>
(高山会長)	<p>わかりました。</p> <p>議案第 2 号 13 ページの図の西側ロータリーの右下は自転車置き場でしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。自転車置き場を約 150 台、計画しております。現在は駅東側に自転車駐車場が集約されておりますが、西側を利用する学生の分として、150 台ぐらい必要と考えております。</p>
(高山会長)	<p>わかりました。</p> <p>現在、東口には、こまつシェアサイクルの自転車が置かれていますが、西口にも計画はあるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>現在、設置は決まっておりません。シェアサイクルや路線バスについては、他部署と今後協議しながら、計画していくたいと考えております。</p>
(高山会長)	<p>わかりました。</p>
(馬場先委員)	<p>広場デザインの詳細はこれからになると思われますが、駅東西の自動車駐車スペースは、どの位置にどのくらいあるのですか。また、西と東の交通量の現状を教えていただけないでしょうか。</p>
(事務局)	<p>まず駐車場に関しましては、切符購入者や乗降者の一時駐車場として、今現在、栗津駅東側には 7 台あります。それ以外に</p>

	<p>朝の送迎等はこの駅舎前にバスと並びながら、乗降しております。</p> <p>新しく整備する西側は、送迎乗降用 3 台、身体障害者用 1 台を計画しており、一時駐車場は軽自動車も含めて、6 台程度で計画しております。</p> <p>交通量は、現在の駅前広場では、日交通量 4000 台から 5000 台ぐらいあり、スムーズで安全な交通のため、ラウンドアバウト整備の計画も別途進めております。</p> <p>また、西側でのタクシー乗降は、自由通路を渡る必要がありますので、西側にはタクシー乗降場は設けない計画としており、東側が現在、雨の日などは送迎車で混雑しておりますので、少しでもその送迎車を分散させるため、西側は一般車専用として、詳細設計を進めております。</p>
(馬場先委員)	<p>現在、バス乗降場のアクセスは東側のみですが、西側にも設ける予定でしょうか。</p>
(事務局)	<p>所管部署では今のところ、西側の路線バスの運行計画はないのですが、公立小松大学や工業団地の研修バス等の様々なバス利用を想定し、西側にもバス乗降場は設けることで考えております。</p>
(馬場先委員)	<p>バスでのアクセスが良くない地方の駅となりますので、パークアンドライドのような車でアクセスする乗客が想定されますが、小松市の政策としては、公共交通の利用について、どのように考えているのでしょうか。</p> <p>そういうことも含めて、利便性の良い広場整備を考えていただけたらなと思います。</p>
(事務局)	<p>まず、この粟津駅周辺整備というのは 3 月 16 日に開業しました北陸新幹線小松駅に引き続き、いわゆる在来線の粟津駅周辺についても活性化を図っていくことがコンセプトになっております。</p> <p>そういう意味で、まずは乗降客数を維持もしくは増加していきたいと考えております。実際にバスと一般車のどちらに乗ってくる方が多いかと申しますと、一般車の方が断然多いと想定されますが、西口広場の隣接地には遊休地がありますので、今後、パークアンドライドや民間活用といったことについて、市全体として、整備を検討していきたいと考えております。</p>
(馬場先委員)	<p>先の長い話かもしれないですが、そういうことも視野に入れて、ぜひとも整備を進めていただけたらと思います。</p>
(高山会長)	<p>いくつか質問意見はありましたが、議案第 1 号及び議案第 2 号について、意義があるというご意見ではなかつたと思われます。</p> <p>それを踏まえて、議案第 1 号及び議案第 2 号を原案通り承認することによろしいでしょうか。</p>

	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
(高山会長)	<p>どうもありがとうございます。議案第1号及び議案第2号を原案通り議決しました。</p>
○議案第3号 (高山会長)	<p>それでは議案第3号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>特定プロジェクト推進室の高橋といいます。 私の方からは、議案第3号、小松都市計画地区計画の決定(安宅新地区)について、ご説明させて頂きます。 まず、地区計画の概要について、ご説明させて頂きます。 地区計画とは、一定の地区を単位として、それぞれの地区的特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るため、主要な事項を定める「地区レベルの都市計画」となります。 そして、地区の目標を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成されており、住民等の意見を反映して、街並みなど、その地区独自のまちづくりルールを細かく決めていくことになります。</p>
	<p>今回新しく地区計画を定める区域ですが、小松市の西部地区に位置し、小松空港に隣接している「安宅新地区」となります。この地区は、北陸自動車道や小松鉄工団地に隣接しており、産業団地が集積されている地区になっており、34.3haの区域面積となっております。</p>
	<p>この安宅新地区は産業団地の形成を進めるために、小松市が事業主体となった公共団体施行により、令和2年度から土地区画整理事業を進めてきており、令和3年1月26日には「市街化区域への編入」、「用途地域の指定(工業地域)」、「土地区画整理事業の決定」の都市計画決定を同時に行い、その後令和3年2月26日に事業認可を頂き、令和3年8月には工事着手し、令和5年8月に工事を完成しております。</p>
	<p>今回の地区計画の名称としては、「安宅新地区 地区計画」となっており、小松市安宅新町及び草野町の一部に位置しており、面積は約34.3haとなっております。</p>
	<p>地区計画の目標は、産業団地として適正な土地利用を図り、周辺の住環境、自然環境及び景観と調和しながら、活力と潤いある産業団地の形成を目指すこととしております。</p>
	<p>これにより、適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図るものとしております。</p>
	<p>今回の地区計画の理由としては、航空・輸出・物流産業の創出に繋がる新産業拠点を形成する地区とし、周辺の自然・住環境との調和や産業団地としての適正な土地利用を図りながら、良好な景観及び環境を維持するため、地区計画を決定するもの</p>

としております。

図面上で説明いたしますと、区域の中心には、東西を縦断する都市計画道路（4車線道路）が整備されており、令和5年3月25日に供用開始し、朝夕の渋滞緩和に大きく貢献しているところでございます。

また、区域をA地区とB地区に分けており、小松空港に近く、既存住宅がある範囲をA地区とし、その他の大きな区画を形成する範囲をB地区としております。

それでは、地区計画の内容について順番にご説明させて頂きます。

まず最初に、「建築物の用途の制限」でございます。

用途地域を「工業地域」に指定しており、用途上は基本的には住宅も建てられることになるのですが、この安宅新地区は過去に騒音対策により、集団移転を促してきた背景もあり、住宅の建設を制限することにしております。

なお、A地区については、既存住宅及び寄宿舎があるため、増改築が可能であるということをただし書きとして認めた上で、新規の住宅については認めないこととしております。

B地区については、産業団地の形成を図るため、工業専用地域並みの規制をかけることとしております。

2番目に、「用途の制限」でございます。

建築物の容積率及び建ぺい率については、特段新たな規制を設けておらず、「容積率200%、建ぺい率60%」として指定しております。

3番目に、「建築物等の敷地面積の最低限度」でございます。敷地の細分化による建て詰まりを防ぎ、良好な都市環境を守るためにも、A地区については、500m<sup>2</sup>以上の区画を、B地区については、5,000m<sup>2</sup>以上の区画を確保してもらうよう、敷地面積の最低限度を設定しております。

4番目に、「建築物等の壁面の位置の制限」でございます。

景観の向上やゆとりある環境の創出、防災上の観点からの安全性の向上を図る上で、建築物等を道路境界および隣地境界から一定距離以上後退することとしております。

このため、区域を東西に縦断する都市計画道路（4車線道路）においては、建築物の高さが10mを超える場合は5.0m以上、10m以下の場合は2.0m以上後退することになります。

また、その他道路の境界線からは2.0m以上、隣地境界線からは1.0m以上後退が必要となります。

5番目に、「建築物等の形態、意匠の制限」でございます。

先程説明しました建築物等の壁面の位置の制限に伴う、道路と建築物の間の空間を利用した看板等の広告物設置を規制するため、広告物は自己の用に限ることとしており、色彩、装飾、大きさ等は、美観風致を損なわないものとしております。

6番目に、「垣又はさくの構造の制限」でございます。

建築物等の壁面の位置の制限に伴う、道路と建築物の間の空間に柵等を設ける場合は、1.8m以下で見通しが良い仕様に制限しております。

最後に、これまでの経緯と今後の予定をご説明致します。

	<p>令和5年11月には、地元説明会（安宅新町町内会、関係地権者）、そして進出する企業にもすべて説明させていただき、地区計画の内容について同意を頂いているところでございます。その後、令和5年12月8日から2週間の条例縦覧を実施し、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>また、この計画案について、令和6年2月21日から3月5日までの2週間で、計画案の縦覧を行い、いずれも意見書の提出はありませんでした。</p> <p>本日の都市計画審議会を経まして、令和6年4月には、1号議案、2号議案とともに、決定告示となる予定としております。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わりたいと思います。ご審議の方、よろしくお願ひします。</p>
(高山会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第3号について、何かご意見ご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(村西委員)	<p>建築物の用途制限により、ホテルなどは建設できないと説明がありましたが、昨今聞かれる北國銀行のアリーナ計画は、どのように考えているか教えてもらいたい。</p> <p>また、事業区域内に残る防衛省用地はどのような利用を考えているのか教えてもらいたい。</p>
(高山会長)	<p>事務局から、説明をお願い致します。</p>
(事務局)	<p>まずは、防衛省用地についてですが、B地区の一画に防衛省用地が集約されており、約5haとなっております。</p> <p>もともと、この事業区域の中には防衛省の土地が約半分ございました。その中で、この土地区画整理事業に合わせて、防衛省と協議を進め、道路、公園、調整池等の公共用地に防衛省の用地を活用させて頂くこととなりました。</p> <p>この5haの防衛用地については、防衛省と協議しながら、今後の活用について議論を進めていきたいと考えております。</p> <p>北國銀行のアリーナ計画については、市の2040年ビジョンにも合致した計画ということから、建築基準法第48条のただし書きを適用しており、今後進出される企業様の福利厚生の機能を有するとも考えております。</p> <p>なお、このアリーナ計画については、建築審査会で委員の方々に審議頂き、了解を得ている内容となっております。</p> <p>また、補足になりますが、5haの防衛省用地については、即座の用地取得をいうことではなく、航空祭などのイベント時に駐車場として使用する等、土地利用について協議を重ねて行きたいと考えております。</p> <p>防衛省の広大な土地は、どのように管理していくのか。</p>

(事務局)	この安宅新地区は砂地の土地なので、飛砂対策として碎石仕上げにする等の対策を施しております。また、広大な土地であるため、不法投棄も懸念されるため、侵入防止として周辺に柵を設ける予定としております。
(馬場先委員)	この安宅新地区地区計画と、県や市の景観条例との関係について確認させて下さい。
(事務局)	<p>市の景観計画では、北陸自動車道から 500m 離れた区域を景観形成重要地域として位置付けており、この区域については面積が 500 m<sup>2</sup>、高さが 13m を超える場合に、景観計画の届け出が必要となります。</p> <p>この内容については、石川県の景観総合条例に基づいて策定された石川県眺望計画や景観形成計画に準拠して、良好な景観の形成を図っていく区域になります。</p> <p>また、屋外広告物についてですが、北陸自動車道から 500m の区域を特別公告禁止区域に指定しております、自己用の広告物、それから案内誘導広告物のみが設置可能になります。</p> <p>今回の地区計画では、同じように自己用の看板のみ設置可能となっており、自己用以外の看板を規制しております。</p>
(馬場先委員)	この地区計画には、高さ規制がないようですが、北國銀行のアリーナ計画のように、ホテル等が建設される可能性がある場合は、高さ規制を設けなくてもいいのでしょうか？
(事務局)	<p>この区域は、建築容積率を 200%、建ぺい率を 60% で規制していること併せて、空港に隣接する地域でございますので、航空法による規制、航空自衛隊および小松空港のレーダーへの影響についても調整が必要な区域となっておりまして、建築物を建てる場合には関係機関と協議が必要になります。</p> <p>このため、一方的に高い建築物が建つことには様々な制約がかかってくることになります。</p>
(馬場先委員)	もう 1 点確認したいのが、片側 2 車線の 4 車線道路が整備され、非常に走りやすくなったのですが、今後物流関係の車両（トラック）の交通量が増えて、4 車線道路から企業敷地に入ろうとした場合は、1 車線が渋滞することが想定されるのですが、産業団地を整備する上で配慮された点があれば、教えてもらえないでしょうか。
(事務局)	<p>安宅新地区には、小松市側と加賀市側の 2 箇所に交差点を整備しており、4 車線道路には中央分離帯を設置しております。</p> <p>このため、例えばですが、小松市街地方向から加賀市側に走行する場合、4 車線道路から海側の区画に右折で進入しようとしても、中央分離帯があるため右折ができないことになり、必ず 2 箇所の交差点を介して進入することとなります。</p> <p>また、小松基地側には幅員 9m の区画道路を整備しており、区画の前後に道路が接していることで、交差点および区画道路を</p>

	介して、企業用地に进入することが可能な構造としております。
(新田委員)	安宅新地区の地区計画は、既存住宅の有無や企業用地の区画に応じて A 地区と B 地区に分けて、様々な規制が整理されていますが、例えばの話で、外国人労働者が働いている企業の場合、敷地内で寄宿舎を整備して居住環境を集約する考え方や、空き家対策として敷地外で居住環境を整備する等、様々な考え方があると思われますが、このような労働者等の住居について、どのように考えているのか教えてほしい。
(事務局)	<p>安宅新地区は小松基地が近いこともあり、過去に防衛省の補償により集団移転した区域であり、仮に寄宿舎等が企業敷地に整備された場合、新たに住所が発生するということについては、やはり防衛省としても、好ましくないということになります。このため、防衛省とも協議を重ね、意見を頂いた上で、A 地区にある既存の寄宿舎の増改築を認めるだけに限定しております。</p> <p>また、この内容については事前に進出される企業様に全て説明しており、寄宿舎の建設意向も確認しておりますが、寄宿舎の建設は考えていないとの回答を受けた上で、A 地区 B 地区とともに、寄宿舎の新設を規制することとしております。</p>
(新田委員)	安宅新地区の場合は、過去に防衛省による集団移転の経緯があり、特殊な事例となっていますが、今後同じように産業団地を整備した場合は、労働者の居住環境について、一般的にどのような考え方を持っているのか教えてほしい。
(事務局)	市としては、現在南末広地区で住宅系の土地区画整理事業を進めており、他の地区でも計画が進んでいることもあり、新産業団地の労働者の受け皿としての位置付で、住宅整備も併せて検討していきたいと考えております。
(村西委員)	小松市民病院の前が市街化区域になって、先般の議会か何かで、工業団地で働く方の住居（土地）があるといった、市の回答だったと思うのですが、現地は中々進んでいないように思われるが、現在の進捗状況を確認したい。
(事務局)	<p>南末広地区土地区画整理事業は事業認可を受け、仮換地も一部終了しており、保留地の販売等も一部進んでいる状況にあります。</p> <p>また、工事の方は全体的な着工は進んでおりませんが、令和 6 年度からは道路工事にも着手する予定としております。</p> <p>道路工事が完成した後には、全体的な住宅の建設が進んでいく予定としております。</p>
(高山会長)	何点かのご意見やご質問がありましたが、いずれも、この原案に対して反対意義があるというようなものではないと理解し

ました。

議案第3号について、原案通り承認するということでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

(高山会長)

それでは、「異議なし」ということでございますので、議案第3号については、原案通り承認することにします。どうもありがとうございました。

○報告事項  
(高山会長)

次にその他として報告事項となります。

小松市総合治水対策協議会からの、内容になっておりますので、協議会の事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

内水対策室の南です。

私からは報告事項 小松市総合治水対策推進協議会についてご説明させていただきます。

本協議会につきましては、都市計画審議会の専門部会に位置付けられております。

昨年11月に協議会を開催し、国、県、市が実施する梯川緊急治水対策プロジェクトの推進進捗についてご報告させていただきましたので、時間の関係上、資料は抜粋したものになりますがご報告させていただきます。

資料1ページは全体のスケジュールとなります。

本プロジェクトでは、令和4年から約10年間で洪水氾濫防止のためのハード対策を集中的に実施する計画としております。

現在は令和4年から令和6年までの第1段階に当たります。

第1段階では、梯川やその支川における災害復旧工事を完了させること。

また、梯川では鍋谷川合流点までの整備を行う計画となっております。

その後、第2段階の令和7年から10年では、梯川の整備をさらに上流の中海大橋まで進めて参ります。

また、鍋谷川では、国が梯川合流部の堤防整備を行い、その上流部では、石川県が、河道拡幅や遊水地整備を実施することとなっております。

津上川においても、石川県が河川の堤防整備や遊水地整備などを実施することとなっております。

最終となる第3段階では、国が中海大橋から上流部の梯川、国管理区間の整備を実施いたします。

また、下流の前川合流部では、逆水門ゲートの高さ不足に対する工事を実施する計画としています。

資料2ページは国が実施する整備の進捗状況となります。

橋梁改築予定は2ヶ所ありますが、そのうち手前の能美大橋の新橋の架替工事が令和5年7月に完了し、現在は旧橋の撤去

を実施しております。

また、河川の掘削工事を丸の内町付近で実施しております。

園町や古府町では、すでに災害復旧工事が完了し、残る安宅町、平面町、遊泉寺町の3地区においても本年6月の出水期までには、災害復旧工事を完了する見込みと聞いております。

引堤につきましても、順次整備が進められており、佐々木町地区では、一連の堤防整備が概ね完了し、今後、旧堤防の撤去を実施していく予定と聞いております。

資料3ページは、石川県及び市が実施する整備の進捗状況になります。

石川県が実施する災害復旧工事は、令和5年6月の出水期までにすべて完了しております。

鍋谷川では、上八里町地内において、遊水地整備を予定しており、工事のための設計や用地買収を実施しております。能美市和気町地内においては、護岸工事、河川の掘削工事に着手しております。

津上川では、中ノ峠町において、護岸工事を実施しております。

中海町においては、河川の拡幅工事に着手しており、あわせて遊水地整備に向けて、設計や地元協議を行っております。

次に、市の内水対策につきましては、九龍橋川排水区において、排水ポンプの増強工事を実施しています。現在ポンプの製作工事を行っておりまして、令和6年9月の完成を予定しております。

また、石橋川排水区につきましては、遊水地及び導水路を整備しまして、雨水を一時的に貯める計画としております。

現在、導水路工事のための設計や、用地測量を実施しており、導水路工事を着手し、令和7年度の完成を予定しております。

資料4ページは国、県、市の進捗率を示したものになります。

こちらの最新の状況につきましては、国のホームページでもご覧になることができます。

最後に資料5ページ目となります。昨年11月の協議会では、委員の方より、各地域の安全性を市民の皆様に対してわかりやすくお示しできるようにすべきとのご意見を賜りました。

資料は、その1例となりますが、令和5年3月に国より公表されました水害リスクマップとなります。

本プロジェクト整備後の効果を示すものとなっております。

現在の水害リスクマップでは、10年に1度の高頻度、30年に1度の中高頻度で浸水被害発生の恐れがあるエリアが示されておりますが、プロジェクトが進んだ令和12年度の浸水予想マップでは、約50年1度の中頻度、黄色の100年に1度の低頻度のエリアが大部分を占め、浸水被害のリスクが大幅に減っていることが確認できます。

こちらにつきましても国のホームページで御確認頂くことができます。

今後もこのプロジェクトの進捗状況につきましては、本協議会の開催に合わせ、都市計画審議会においてもご報告の機会を設けさせていただきたいと考えております。

(高山会長)	ありがとうございました。御意見御質問があればお受けしたいと思います。
(馬場先委員)	資料 5 ページの令和 12 年度の浸水予想マップに 1 箇所だけ 10 年に 1 度の高頻度の浸水被害範囲が残っているのですが、間違いないでしょうか。
(事務局)	<p>水田の部分になります。以前から小規模の洪水でも浸水しているエリアとなっておりまして、一般家屋等はありません。</p> <p>仮に、この範囲を河川改修で対策する場合、下流側の流量が多くなりますので、本プロジェクトの整備計画には入っておりませんが、将来的な改修の有無は今後の検討になります。</p>
(馬場先委員)	土地所有者さんはその辺を理解していらっしゃいますか。
(事務局)	本プロジェクトは、令和 4 年 8 月洪水において氾濫して、一般被害があったところを解消することが目的であり、土地所有者に同意を得るものではないと理解しております。
(新田委員)	川の水位が上昇したときに、逆流防止のゲートが設置されていない場所は小松市内にありますか。
(事務局)	<p>基本的には設置されています。河川法で、工作物の許可を受ける場合には、ゲートを設けなければいけない規則があります。</p> <p>梯川については、ゲートが設置されていると思われますが、支川については、現状の把握ができていなく、把握する必要があると思います。</p>
(新田委員)	ゲートが設置されている場合、逆に内水が貯まることになりますが、内水処理の対策は、地元との連携も含めて、小松市内でどれだけできているのでしょうか。それとも、それはすべて国県市でやるべきものなのでしょうか。
(事務局)	<p>内水処理については、過去に浸水実績が多い古府町や茶屋町などにはポンプが設置されており、緊急時にポンプ排水を行っております。</p> <p>市では内水対策として、資料 4 ページの進捗状況に記載されております雨水排水計画の検討を行い、一般被害を防ぐための対策を検討しているところであります。梯川へのポンプ排水に力を注ぐことや、或いはその上流の水田やため池で貯めたり、下水道事業により、地下に水を貯めるなど、必要とされる対策を雨水排水計画の中で、今検討しているところであります。</p> <p>市の全体計画については令和 6 年度に雨水管理総合計画を策定し、計画決定していく予定となります。</p>
(高山会長)	対策案の遊水地整備は、遊休地を活用した遊水地整備なので

	しょうか。それとも現在の耕作地を活用するのでしょうか。
(事務局)	<p>まず、遊水地の整備計画は鍋谷川と津上川にそれぞれあります。</p> <p>遊水地の整備目的ですが、遊水地の整備をせずに鍋谷川など支川の改修だけを行うと、すべてが下流の梯川に流れて、梯川が氾濫してしまうので、それを防止するために、支川の上流で、洪水を貯めるものとなります。整備する場所は、遊水機能が有効に働く場所を選定しており、遊休地を有効利用するわけではなく、治水機能として、必要な用地を確保するものとなります。</p>
(高山会長)	田んぼの持ち主はそれを了解しているのでしょうか。
(事務局)	<p>はい。用地取得になりますので、地主と耕作者には丁寧に説明を行っており、まずは鍋谷川の上八里遊水地の用地取得を進めているところであります。</p> <p>津上川では、中海地区がありますが、こちらでも遊水地を予定しております。こちらについても地元に説明をし、場所は同じく水田となります。</p> <p>水田に水が貯まることに対して、地元から意見は受けるのですが、我々としては人家や生命を守りたいということです。</p> <p>これまで河川の氾濫を防ぐために水をしっかり流すということで河川改修というものが主でしたが、やはり昨今の雨の降り方が尋常ではありませんので遊水地を整備するものであります。これは調整池ではなく、雨の状況によって河川がこれ以上もたないときにも、必然的に遊水地に水を流して、そして降雨が収まったときにまた河川に戻す仕組みのものであります。この辺は近隣の住民としっかり議論を重ねて進めております。</p> <p>遊水地の整備は石川県で進められておりますが、市側も間に入り、協議しているところであります。</p>
(高山会長)	地元が理解しているのであれば、問題はありません。
(新田委員)	遊水地は県又は市が、その田んぼを買収するのでしょうか。それとも、耕作しながらも、雨が降った場合は受け入れてもらう協定のようなものなのでしょうか。
(事務局)	地役権を設定して、土地利用の制限をかける方法も確かに全国的にはあります。ただ、小松市の場合は、地形がなだらかであるため、地役権を設定する理由にはなりません。なるべく水田が被害を受けないように、遊水地の能力や容量を必要最低限となるように設計を進めております。
(西委員)	プロジェクトについての質問ではないのですが、先の震災によりまして、市内で液状化の被害が顕著な場所がありましたら教えてください。

(事務局)	<p>埋立地区や河川沿いに散見しております。 ただ、液状化はいろんな場所でも起こっておりますので、これを防止するために国の検討会や勉強会で情報を収集し、市としては、道路や下水道などに対して、液状化対策を行っていき、隣接する土地の液状化を防げるよう今後も研究を進めていきたいと思っております。</p>
(西委員)	<p>能登の震災ではかなり年数が経ったインフラについて被害が大きいと思います。</p>
	<p>順次、更新を進めていき、非常事態でも大きな災害がないように、対策頂きたいと思います。</p>
(高山会長)	<p>どうもありがとうございました。他にご意見がないようでございますので、本日の都市計画審議会これで終了したいと思います。</p>
	<p>議事の進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p>
	<p>それでは進行を事務局へ戻しますのでよろしくお願い致します。</p>
(事務局)	<p>高山会長ありがとうございました。</p>
	<p>本日は貴重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
	<p>以上をもちまして、第 80 回小松市都市計画審議会を終わります。</p>
	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>＜終了＞</p>